



2022年2月15日

各 位

会社名 オリジナル設計株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅 伸彦  
(コード番号 4642 東証第二部)  
問合せ先 取締役執行役員財務部長  
吉良 薫  
(TEL 03-6757-8800)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第60回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款の変更をするものであります。

(1) 変更案定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

また、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)として、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第31条第2項の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第42条第2項の規定を新設するものであります。

変更内容は次ページ以降を参照下さい。

2. 変更内容

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役の責任免除)  第31条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)  第31条 (現行どおり)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)  第42条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)  第42条 (現行どおり)  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)  1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。  2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。  3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日(火)

定款変更の効力発生日 2022年3月29日(火)

以 上